

平 成 2 5 年 3 月 2 2 日

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 若林 辰雄 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成24年7月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ファミリー

京都市右京区山ノ内池尻町1丁目1番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

通学路を含む店舗周辺の交通事情を把握しつつ、交通安全の確保に一層努めるとともに、東側、西側及び北側の一部の平面駐車場については周辺への配慮から利用制限や速度制限を設けている現状を維持しながら、周辺住民との情報共有を図るなどして、早朝における静穏の確保という面から適切な対応を継続することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の準工業地域に立地しており、当該地域の周辺は、南側は市道嵐山祇園線（四条通）を隔てて商業施設、東側は道路を隔てて小学校、事務所及び共同住宅、北側は道路を隔てて低層住宅、共同住宅及び事務所、西側は共同住宅及び葛野大路通を隔てて大学が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗敷地東側道路の交通安全対策、不法駐車対策等についての意見等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

開店時刻の繰上げに伴い、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、積極的に顧客を呼び込んでいる訳ではないことや室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると等価騒音レベルの値に大きな変化はないと考えられる。